

○杵築市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者の資格の有効期間の特例

平成22年12月15日告示第77号

杵築市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期に関する要綱（平成17年杵築市告示第50号。以下「平成17年告示」という。）に関し、競争入札参加資格者の資格の有効期間の特例を次のように定める。

（競争入札参加者の資格の有効期間の特例）

- 第1** 平成23年3月31日において、県外に本店を有する競争入札参加者に対し杵築市が格付又は認定している資格の有効期間は、平成17年告示第2条第10項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。ただし、引き続き平成24年度分の資格申請書を提出した者については、その結果を通知した日までとする。
- 第2** 平成17年告示第3条第1項の規定により、県外に本店を有する競争入札参加者から平成23年2月1日から同年2月末日までの間に申請のあった資格の有効期間は、平成17年告示第2条第10項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。ただし、引き続き平成24年度分の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。